

# 第2次八幡市人権のまちづくり 推進計画

平成 29 年 3 月

京都府八幡市

## “人権を大切にし、互いに支えあい 共生できるまちづくりをめざして“



### はじめに

八幡市では、平成18年（2006年）3月、あらゆる人権問題の解決に向けて、啓発活動を通じて人権意識の高揚を図るとともに、人権に対する理解と態度を育む教育の実現へ向けて、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築をめざした「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定し、この計画を指針として、様々な人権問題の解決に向けて関係機関と連携しながら、取り組みを進めてきました。

しかしながら、国内の人権をめぐる状況を見ると、学校でのいじめ・体罰の問題、社会的に弱い立場にある子ども、女性、高齢者、障がいのある人を被害者とする暴行・虐待、インターネットを悪用した人権侵害など、様々な課題が顕在化しており、更なる人権教育・啓発の取り組みが求められています。

人が人らしく生きることのできる真に豊かな社会を築いていくことが、何より大切であり、互いの人権を尊重し、「思いやりの心」、「かけがえのない命」を大切にすることが今まさに必要とされています。

このような状況の中、「八幡市人権のまちづくり推進計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、「人権を大切にし、互いに支えあい共生できるまちづくり」の実現をめざして、市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、理解しあいながら、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるとともに、支え、支えられる社会の実現を目指した取組を進めることとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年（2017年）3月

八幡市長

堀口文昭

## 目 次

<b>第1章 計画策定の背景</b> . . . . .	1
1 国際的な人権尊重の流れ . . . . .	1
2 国内の動向 . . . . .	2
(1) 京都府の取り組み . . . . .	4
(2) 八幡市の取り組み . . . . .	5
<b>第2章 計画の基本理念</b> . . . . .	8
1 計画策定の趣旨 . . . . .	8
2 計画の目標及び性格 . . . . .	9
(1) 計画の目標 . . . . .	9
(2) 計画の性格 . . . . .	9
3 人権教育・啓発推進の視点 . . . . .	9
4 計画の推進 . . . . .	11
(1) 計画の期間 . . . . .	11
(2) 推進体制等 . . . . .	11
<b>第3章 人権教育・啓発に関する基本方針</b> . . . . .	12
1 人権問題の現状等 . . . . .	12
2 人権課題の必要性 . . . . .	13
(1) 同和問題 . . . . .	14
(2) 女性の人権問題 . . . . .	16
(3) 子どもの人権問題 . . . . .	18
(4) 高齢者の人権問題 . . . . .	21
(5) 障がい者の人権問題 . . . . .	23
(6) 外国人の人権問題 . . . . .	25

(7)患者等の人権問題	27
(8)様々な人権問題	29
<インターネットによる人権侵害>	29
<個人情報の保護>	30
<性同一性障がい、性的指向>	31
<犯罪被害者とその家族>	32
<ホームレス>	33
<安心して働ける職場環境>	34
<その他の人権問題>	35
・自殺防止等	35
・ひとり親家庭等	36
・刑を終えて出所した人	36
・アイヌの人々	36
・北朝鮮当局による拉致問題等	37
・災害に関わる人権侵害	37

## 第4章 人権教育・啓発の推進 39

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	40
(1)就学前・学校	40
(2)企業・職場	42
(3)地域社会	44
(4)家庭	45
2 市職員等に対する人権教育の推進	47
(1)市職員	47
(2)教育関係職員	48
3 指導者の養成	49
4 人権教育・啓発資料等の整備	49
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	49

第5章 計画の推進 . . . . . 5 1

- 1 推進体制 . . . . . 5 1
- 2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携 . . . . . 5 1
- 3 計画に基づく施策の点検・評価 . . . . . 5 2

資料編

- 1 世界人権宣言 . . . . . 5 3
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 . . . . . 5 6
- 3 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱 . . . . . 5 8

# 第1章

## 計画策定の背景

# 第1章

## 計画策定の背景

### 1 国際的な人権尊重の流れ

私たちは、20世紀に世界大戦を二度も体験しました。大戦を防ぐことができなかつた反省を踏まえ、昭和20年(1945年)に設立された国際連合(国連)において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする\*世界人権宣言が昭和23年(1948年)12月10日に採択されました。

その後、国連は、この宣言の内容をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的・包括的な条約としての\*国際人権規約の他、\*児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)、\*女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)、\*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)等、人権に関する数多くの国際規範が採択されました。平成6年(1994年)に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、平成18年(2006年)には、国連における「人権の主流化」(あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方)の流れのなかで、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、

#### 世界人権宣言

市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている国際的な人権宣言。

#### 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。社会権規約と自由権規約は、昭和41年(1966年)の第21回国連総会において採択され、昭和51年(1976年)に発効し、我が国は、昭和54年(1979年)に批准している。

#### 児童の権利に関する条約

(子どもの権利条約)

平成元年(1989年)国連総会で採択。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。我が国は、平成6年(1994年)に批准している。

#### 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)

昭和54年(1979年)に国連総会で採択された条約。女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、昭和60年(1985年)に批准している。

#### あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

昭和40年(1965年)に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、平成7年(1995年)に批准している。

平成6年(1994年)の国連総会で決議された\*「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)から平成16年(2004年)まで)の取り組みにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取り組みが推進されてきました。

21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されました。しかし今なお、世界各地で人権が侵害される事象が絶えず、生命の危険にまでさらされているという現状があります。引き続き国連では、「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取り組みとして、\*「人権教育のための世界計画」が平成17年(2005年)から開始されています。

平成18年(2006年)に障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)が採択され、我が国は平成19年(2007年)に署名しました。

平成22年(2010年)には、国連総会で\*「人権教育のための世界計画：第2フェーズ行動計画」が採択され、平成27年(2015年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた\*「第3フェーズ行動計画」(平成27年(2015年)から平成31年(2019年)まで)の取り組みが進められています。

## 2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法 of 精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する

### 人権教育のための国連10年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に決議された。

### 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」が平成16年(2004年)末で終了することを受けて、平成16年(2004年)の第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に採択された。

### 人権教育のための世界計画：第2フェーズ行動計画

平成22年(2010年)から平成26年(2014年)の行動計画で「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてることとなった。

### 第3フェーズ行動計画

平成27年(2015年)から平成31年(2019年)の行動計画で第1及び第2フェーズの履行に係る努力の強化を目的としている。

### 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和50年(1975年)。

### 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年、昭和54年(1979年)。

### 国際障害者年

障がい者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、昭和56年(1981年)。



※国際婦人年、※国際児童年、※国際障害者年、※国際識字年など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

我が国固有の問題である同和問題については、昭和40年(1965年)の※同和対策審議会答申に基づき、昭和44年(1969年)の※同和対策事業特別措置法施行以来、3つの特別措置法により、平成14年(2002年)3月まで、33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

女性、障がいのある人、外国人等の人権問題についても、※男女共同参画社会や※ノーマライゼーションあるいは共生社会の実現等の理念の下に、その改善に向けた施策が実施されています。

平成7年(1995年)12月、人権教育のための国連10年推進本部が内閣に設置され、平成9年(1997年)7月には国内行動計画が策定されました。この行動計画では、我が国において、人権尊重という普遍的文化を構築することを目的に、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の問題を重要な課題とし、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標としています。

平成8年(1996年)12月には、※人権擁護施策推進法が制定され、人権尊重の理念を深めるための人権教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成11年(1999年)7月には人権教育・啓発の基本的事項について答申が出されました。

平成12年(2000年)12月には、これまでの国内行動計画やこの答申を踏まえた※人権教育及び人権啓発の推進に関する

#### 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。平成2年(1990年)。「平成12年(2000年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んで行こうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

#### 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40年(1965年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

#### 同和対策事業特別措置法

昭和44年(1969年)に成立。同和地区の生活環境改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

#### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

#### ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

#### 人権擁護施策推進法

平成9年(1997年)に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として施行された法律。

#### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成12年(2000年)12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

る法律(人権教育・啓発推進法)が制定され、同法に基づき、平成14年(2002年)3月に\*人権教育・啓発に関する基本計画(基本計画)が策定されました。これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務となりました。

近年では、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、\*障害者基本法の改正や\*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の制定、\*いじめ防止対策推進法や\*子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)など、人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

平成28年(2016年)12月に\*部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)が制定され、部落差別のない社会を実現するために、国や自治体に相談体制の充実や教育・啓発に取り組むことが求められています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

## (1) 京都府の取り組み

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、府民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし人権教育・啓発の一層の推進を図るため、平成11年(1999

**人権教育・啓発に関する基本計画**  
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、国が平成14年(2002年)3月に策定した人権教育・啓発の推進に係る基本計画。

**障害者基本法**  
障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)**  
全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律(制定は平成28年(2016年)4月1日)。

**いじめ防止対策推進法**  
平成23年(2011年)に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、平成25年(2013年)9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

**子どもの貧困対策の推進に関する法律(子ども貧困対策法)**  
子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

**部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)**  
現在でも部落差別が存在することから、差別の解消に向けた国や地方自治体が施策を講じることを明記。

年) 3月に、基本的指針として「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(京都府行動計画)を策定し、関係部局と連携を図りながら、積極的に取り組まれました。

平成17年(2005年)1月には、京都府行動計画を継承・発展させ、\*「新京都府総合計画」に掲げた一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現へ向けて、人権尊重という普遍的文化を京都府において構築することを目標とする\*「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定されました。

平成23年(2011年)1月には、府政運営の指針となる\*「明日の京都」において、人権尊重の重要性が明確に位置づけられ人権教育・啓発に関する施策に取り組まれています。

世界人権宣言採択から65周年にあたる平成25年(2013年)11月3日には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による世界人権宣言65周年京都アピールが発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取り組みが進められています。

平成28年(2016年)1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取り組みを推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定されました。

## (2) 八幡市の取り組み

八幡市では、上位計画である\*「八幡市総合計画」を基本とし、同和問題の解決や人権教育・啓発の推進等に取り組んできました。

### 新京都府総合計画

平成13年(2001年)1月に策定された平成22年(2010年)に向けた京都府の基本的な指針となる総合計画で、「むすびあい、ともにひらく新世紀・京都」を基本理念としている。

### 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を継承・発展させ、あらゆる人々が人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標としている。

### 明日の京都

京都府の行政運営指針。「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」、10~20年先を展望した「長期計画」、長期計画を実現するための「中期計画」、各地域の資源や特色を活かした地域振興のための「地域振興計画」からなる。

### 八幡市総合計画

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからの八幡市のまちづくりの基本指針。

同和問題の解決については、市政の重要施策として、平成11年(1999年)3月に\*「八幡市同和問題解決のための行動計画」を策定し、同年10月に\*「同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画」をまとめ、残された課題である教育、就労等の解決に向け、八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきました。

人権教育・啓発については、平成12年(2000年)10月に策定した\*「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承する「八幡市人権のまちづくり推進計画」(推進計画)を平成18年(2006年)4月に策定し、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取り組みを推進してきました。

平成20年(2008年)7月には、総合的・効果的な施策の実施を図るための拠点施設として、八幡人権・交流センターを設置しました。

女性、障がいのある人、高齢者等の様々な人権問題については、それぞれの個別の計画において人権の視点に立った施策の推進に取り組み、様々な人権問題に対する市民意識の高揚に努めているところです。

平成20年(2008年)4月には、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により\*山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんなつとやましろ)が設立され、広域的な人権教育・啓発事業などの取り組みにも積極的に参加しているところです。

これらの取り組みの結果、人権教育・啓発の取り組みが市民に浸透してきましたが、市民生活にかかわる様々な場面で依然として、人権に関する深刻な問題が存在しており、今後も関係機関と連携し、人権教育・啓発のより一層積極的な取

#### 八幡市同和問題解決のための行動計画

第3次八幡市総合計画を具現化し、同和問題の解決を図るために策定。

#### 同和問題解決のための行動計画に基づく第1次実施計画

同和問題解決のための行動計画に位置づけられている5つの対策別施策の体系に沿い、すでに実施している事務・事業及び新たに実施する事務・事業について、その主な事業の概要と内容を示したものの。

#### 人権教育のための国連10年八幡市行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として策定。この計画に基づき、市長を本部長とする八幡市人権教育のための国連10年推進本部を設置し関係部局が緊密な連携を図りながら様々な施策に積極的に取組んできた。

#### 山城人権ネットワーク推進協議会

京都府山城地域の全市町村と民間団体や企業等で構成し、「人権尊重理念の普及」と「様々な人権問題の解決」に向けた山城地区における広域連携、市民連携の活動を展開していく事を目的として設立された。

り組みを進めます。

# 第2章

## 計画の基本理念

## 第2章

### 計画の基本理念

#### 1 計画策定の趣旨

人権とは、社会において幸福な生活を営むために必要な、人間だれもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。

我が国では、すべての国民に基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の下、人権に関する様々な施策が講じられ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めてきました。

八幡市においては、「八幡市総合計画」に基づき様々な人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。その結果、市民の人権意識は高まりを見せていますが、未だに児童、高齢者の虐待、\*ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害が生じており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取り組みが求められています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、第2次となる八幡市人権のまちづくり推進計画を策定することとしました。

**ドメスティック・バイオレンス**  
英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもある。夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間において加えられる身体的、精神的、性的な暴力。威嚇や心理的苦痛を与えることで相手の言動や思考を萎縮させたり、相手の身体の安全や尊厳を脅かす行為も含まれる。

## 2 計画の目標及び性格

### (1) 計画の目標

この計画は、第1次計画を継承・発展させ、「第4次八幡市総合計画」に掲げた「人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち」を実現するため、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を八幡市において構築することをめざします。

人権という普遍的な文化が根づいた社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した、人権感覚の豊かな社会であると考えています。

### (2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、八幡市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性と計画の推進を示したものです。

## 3 人権教育・啓発推進の視点

この計画は、人権意識の高揚を図るため実施してきた八幡市における人権教育や啓発活動の成果も踏まえ、次の点に留意して進めます。

- **一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること**



## ○ 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること

### ① 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発

自分の人権と同じように他人の人権も尊重される「人権の共存」が達成される社会が、人権が尊重される社会であるといえます。

このような社会を実現するために、生命の尊さ、大切さや自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取り組み等、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

### ② 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発は、人の生涯にわたる学習活動であり、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことが必要です。市民が機会あるごとに人権について学習することができるような学習環境の整備・機会や情報の提供等に取り組みます。

### ③ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

日本特有の風習や世間体を判断の基準にする生活意識等の身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すとともに、地域・職場等での身近な人権問題の解決に向けて、実践できる態度や知識を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

## 4 計画の推進

### (1) 計画の期間

この計画期間は、平成39年(2027年)3月までとします。

また、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

なお、この期間満了後においても、その成果を踏まえ市民とともに取り組みを継承します。

### (2) 推進体制等

- ① 八幡市人権のまちづくり推進本部を設置し、関係部局が連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- ② 計画の趣旨が広く市民に浸透するよう機会を捉え、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての市民意識の把握に努めます。
- ③ 国や京都府の取り組み状況を把握し、施策が適正に実施できるように努めます。
- ④ 広域的な啓発推進の見地から、京都府や山城地区の全市町村と連携を図り、\*人権強調月間や\*人権週間等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体、企業、NPO、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的・積極的な取り組みを支援しながら、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築をめざします。

- ⑤ この計画の趣旨を踏まえ、八幡市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮します。

#### 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

#### 人権週間

昭和23年(1948年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

# 第3章

人権教育・啓発に関する基本方針

## 第3章

### 人権教育・啓発に関する基本方針

#### 1 人権問題の現状等

人権とは、決して難しいものではなく、私たちの生活の身近な所で結びついているもので、誰でも心で理解し、感じることができ、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし現実には、国内外の様々な取り組みにも関わらず、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいがあること等による不当な差別を受けることがあります。その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害等があります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識等があげられており、社会の国際化、情報化、高齢化、少子化等の急激な変化も、その要因になっていると考えられます。

## 2 人権課題の必要性

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として人権が尊重される社会の実現に向けて、主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生し、複雑化している可能性があることを考慮に入れ、様々な機会を通して、解決に向けた展望を持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

## 【(1) 同和問題】

### 【現状と課題】

昭和40年(1965年)に出された同和対策審議会答申は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に、国民的課題であるという認識を示しました。

八幡市としても、同和問題の早期解決を市政の重要施策と位置付け、昭和44年(1969年)の同和対策事業特別措置法の施行以来、国や京都府と連携を図る中で、特別措置法による対策事業を実施してきました。こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、概ねその目的を達成できる状況となりました。

平成14年(2002年)3月の特別措置法終了後の取り組みについては、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、平成8年(1996年)の\*地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用した取り組みを推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取り組みも進めてきました。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にあることから、残された課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した取り組みが必要となっています。

#### 地域改善対策協議会

略称：地对協。昭和57年(1982年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。

## 【今後の取り組みの方向】

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、地域改善対策協議会の意見具申が示した、

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと
- ② 同和問題など、様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること
- ④ 同和問題は、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること

という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決をめざして、残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた成果等を踏まえ、取り組みを推進します。

そのためには、人権交流センター等を福祉の向上や人権教育・啓発の市民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、引き続き人権が尊重されるまちづくりやそれらを担う人づくりの取り組みを図ります。

また、平成28年（2016年）12月に成立しました部落差別解消推進法では現在も差別があるとされており、差別解消に向けた相談体制の充実や教育・啓発の活動を国や京都府近隣市町村と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

## 【(2) 女性の人権問題】

### 【現状と課題】

今日、女性の貧困や女性への暴力は世界規模で大きな問題となっており、わが国でも配偶者等からの暴力（DV）や  
\*ストーカー行為、性犯罪、\*セクシュアル・ハラスメント、  
\*マタニティ・ハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在しています。（性別に関わらず起こる問題ですが女性に対するものが多数を占めています。）

また、依然として、長い歴史の中で形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった伝統的な性別による固定的な役割分担意識と、それに基づいた社会における慣習を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されています。

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、今日では男女共同参画の視点に立って社会制度や慣習を見直すこと、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を充実させることが求められています。

### 【今後の取り組みの方向】

\*「八幡市男女共同参画プランる一歩計画Ⅱ（後期プラン）」に基づき、様々な分野へ女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての啓発や仕事と家庭・地域生活の両立支援、情報提供に努める等、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施し、女性の人権が尊重される社会の実現を目指します。

また、DV等、女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人

#### ストーカー行為

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨根の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

#### セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

#### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

#### 八幡市男女共同参画プランる一歩計画Ⅱ（後期プラン）

「八幡市男女共同参画プラン」及び平成18年（2006年）度に改訂された「八幡市男女共同参画プランる一歩計画」の後継として策定。本プランの推進期間は、平成23年（2011年）度から平成32年（2020年）度までの10年間。平成27年（2015年）に中間見直しを実施。



権侵害であることを啓発し、関係機関と連携して被害者の相談対応や支援に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカー等の行為についてもその防止について周知・啓発に努めます。

## 【(3) 子どもの人権問題】

### 【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

こうした状況の中で、子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待、養育の拒否・放任）の相談件数は近年増加しています。

いじめや暴力行為、不登校、体罰等は依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴い、\* SNSでのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。

また、不登校の子ども数は、減少傾向から近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど、子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

八幡市では、平成17年(2005年)に、「八幡市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が 育ち輝く まちづくり」を基本理念として、子育て支援施策を推進してきました。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス social networking service)  
SNSとは、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。

また、平成13年(2001年)に設置した八幡市児童虐待防止対策委員会が中核となり、平成17年(2005年)11月に八幡市児童虐待防止ネットワークを発足させました。

平成20年(2008年)2月、八幡市において発生した虐待死亡事案の検証から、児童虐待の相談、支援体制の整備や強化を図るとともに、同年11月には、児童福祉法に基づく八幡市要保護児童対策地域協議会をネットワークから移行した形で設置し、家庭児童相談室の体制強化も図ってきました。

また、平成28年(2016年)9月に八幡市子ども条例を定め、市、保護者、地域住民、子どもが育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにし、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を子どもの大切な権利として規定しました。

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

### 【今後の取り組みの方向】

「八幡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進します。

児童虐待については、家庭児童相談室を中心に児童福祉、母子保健、学校(園)等、子どもが直接かかわる機関が連携し、早期発見・早期対応のための態勢を確保し、問題の解決を図るため、児童相談所や保健所、\*民生児童委員等、関係機関と連携して総合的な取り組みを進めていきます。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命

#### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。

を絶つ児童・生徒は少なくありません。児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、八幡市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組みます。また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会が連携した取り組みの充実を図ります。併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的取り組みや教職員への研修を徹底します。

子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、  
※フィルタリング(利用制限)サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等に情報提供を図り、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発等を推進します。

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利などについての認識を深めるよう啓発を進めます。

#### **フィルタリングサービス**

インターネットへの接続にあたって、未成年者にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

## 【(4) 高齢者の人権問題】

### 【現状と課題】

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成37年(2025年)には3,657万人となり、平成54年(2042年)にはピーク(3,878万人)を迎えると予測されています。八幡市においては、平成29年(2017年)2月末で20,907人、高齢化率は29.02%と\*超高齢社会となっています。

このように高齢化が進展する中で、核家族化や介護者の高齢化等により、介護が家族だけでは支えきれない大きな社会問題となってきたことから、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が開始されました。

平成17年(2005年)11月には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)が成立し、虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務が定められました。平成18年(2006年)4月施行のこの法律は、市町村が高齢者虐待についての相談指導、助言一時保護等を行うことになっています。

八幡市においては、平成6年(1994年)3月に策定した「八幡市老人保健福祉計画」に基づき保健、医療、福祉を総合的かつ有機的に支援していくとともに、平成12年(2000年)3月には、介護を社会的に支援することを視野に入れた\*「八幡市高齢者健康福祉計画介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。この計画は3年毎に見直し、平成27年(2015年)3月には平成29年度(2017年度)までの第6期計画を策定しました。介護サービスの提供とともに

#### 超高齢社会

WHO(世界保健機関)と国連の定義によると高齢化率が21%を超えた社会

高齢化率=老年人口(65歳以上の高齢者人口)÷総人口×100

高齢化率7%超で「高齢化社会」

高齢化率14%超で「高齢社会」

高齢化率21%超で「超高齢社会」

#### 八幡市高齢者健康福祉計画 介護保険事業計画

健康いきいき、助け合いの心あふれるまち八幡を基本理念とし、介護保険サービスや保健福祉サービスをはじめとする高齢者の生活全般に係る施策を体系的・計画的に推進する計画。高齢者健康福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定されている。

に、高齢者が自らの意思に基づき住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会の構築をめざし、各種の取り組みを推進しています。

全国的には、介護保険施設や家庭における高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

また、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者の雇用・就業機会が十分に確保されず、社会参加できない事象も発生しています。

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活をしていきたいという思いは、高齢者が一個人として尊重され、その人らしく生きぬく上で保障されなければなりません。そのためには高齢者が年齢にかかわらず社会参加でき生き生きと暮らしていける社会に向けた取り組みが必要です。

### **【今後の取り組みの方向】**

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「八幡市高齢者健康福祉計画 介護保険事業計画（第6期）」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。

特に、一人暮らしの高齢者や認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、特殊詐欺等の被害にあわないようにするため、地域包括支援センターを中心に日頃から地域の高齢者の現状を把握し、関係機関等と連携を図り、福祉サービスの利用や成年後見制度の周知・啓発、後見人制度の活用等、権利擁護体制の充実に努めます。

## 【(5) 障がい者の人権問題】

### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しており、特に精神障がいのある人や難病患者等は障がいの特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図るために正しい知識の普及・啓発などの取り組みが必要となっています。

八幡市においては、\*「障がい者計画」については、6年ごとに見直しし、\*「障がい福祉計画」については3年ごとに見直すこととしており、「障がい者計画」については平成24年(2012年)3月に、また、「障がい福祉計画」は平成27年(2015年)3月に策定しています。

自立・自己決定の保障、生活の質(QOL)の向上、機会の均等化、地域での支え合いの推進を基本理念に掲げ将来像として設定した「支えあい、ともに生き、暮らせるまち」の実現に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進している状況です。

平成28年(2016年)4月から施行された\*障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)及び京都府の\*京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例を踏まえ、障がいを理由

#### 「障がい者計画」

障害者基本法に基づき、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定めた計画。

#### 「障がい福祉計画」

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスに関する給付、その他支援施策の方向性や目標を定めた計画。

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

#### 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

平成27年(2015年)4月施行。障がいのある人もない人も、全ての府民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定した条例。

とした不利益な取り扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮が必要となっています。

また、障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト）についても、引き続き、虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

### 【今後の取り組みの方向】

「支えあい、ともに生き、暮らせるまち」を将来像として掲げた「障がい者計画」並びに「障がい福祉計画」に加え、新たに平成30年度（2018年度）より\*「障がい児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づき、市民、地域、障がい福祉サービス事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人も、ない人も、すべての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができるまちづくりを推進します。

また、学校教育等においては、障がいのある児童・生徒一人ひとりが、その可能性を最大限に発揮して、社会参加、自立することをめざし、発達や障がいの状態に応じた教育の充実に努め、それぞれの人間関係を豊かにし、ともに成長することをねらいとする交流教育を進めます。

#### 「障がい児福祉計画」

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保や円滑な実施に関する事項を定めた計画。



## 【(6) 外国人の人権問題】

### 【現状と課題】

外国人の人権問題とは、日本の国籍をもっていない人がわが国で生活する上で言葉や文化、習慣等の違いに起因した誤解や偏見により差別を受ける問題です。

わが国は、国連において採択された「国際人権規約」及び「人種差別撤廃条約」を批准し、外国人の人権及び基本的自由を保障しています。

八幡市における外国人登録数は、平成28年(2016年)3月末で964人と八幡市の人口の約1.3%を占め、全国平均とほぼ同じ状況です。

国別では、戦中、戦後の歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで中国、ブラジルとなっています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別があり、日常生活を送る上での様々な問題が生じています。

従来から八幡市に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆる\*ヘイトスピーチの問題が生じています。平成28年(2016年)5月に\*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立したところですが、人を排斥し、誹謗中傷するような行

#### ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または軽蔑する表現行為。

#### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）

「特定の人種や民族への差別」をとおるヘイトスピーチの抑止・解消を目的とした法律。平成28年(2016年)6月施行。

為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

### **【今後の取り組みの方向】**

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取り組みなど、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍市民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

## 【(7) 患者等の人権問題】

### 【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても公的な相談体制の整備等を通じ、信頼関係の構築や回復を図るための取り組みを推進しています。

\*エイズ患者・HIV感染者や\*ハンセン病患者等に対する偏見や差別は、それぞれの病気についての正しい知識と理解が不足しているために存在することから、正しい知識の普及偏見や差別をなくすための啓発活動等、様々な取り組みが行われています。

エイズウイルスは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんが、近年、新規エイズ患者・HIV感染者については、男女を問わず20代・30代の若年層で感染が拡大しています。

ハンセン病は、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めて少なく、しかも、万一発病しても、現在では治療も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。わが国では古くからハンセン病を患った人々に対する様々な偏見や差別があつて、明治以後、療養所に隔離して治療してきた経緯があります。

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

#### エイズ患者・HIV感染者

エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染＝エイズではなく、感染後平均10年といわれる潜伏期間(無症状の期間)があり、その後、発病した人をエイズ患者という。

#### ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

八幡市では、感染症等に関する正しい知識と患者及び感染者の人権擁護のための啓発をはじめとする取り組みを国・京都府とともに進めています。

### **【今後の取り組みの方向】**

感染の予防と人権の尊重を基本として、患者が適切な医療を安心して受けられる環境づくりを進めるため、国・京都府等の関係機関との連携を図りながら、正しい知識の普及・啓発を行い、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

また、学校教育においては、人権尊重の精神に基づき、エイズは正しい知識で感染を防げることや感染者・患者に対する偏見をなくす教育を進めます。

## 【(8) 様々な人権問題】

これまでに、記述したほかにも次にあげるような人権問題が存在しています。

### <インターネットによる人権侵害>

#### 【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴い普及が進み、また、スマートフォンやSNS等の普及、様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場になったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が多発しています。

平成14年(2002年)に\*特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律が施行され、インターネット上で人権侵害を受けた被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

#### 【今後の取り組みの方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げる

#### 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律(プロバイダ責任制限法)。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

とともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）の向上を図ります。

また、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、国や京都府等の関係機関と連携し、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

## <個人情報保護>

### 【現状と課題】

情報化社会の進展により、個人情報が独自の価値を持ち、大量に収集、商品化されています。一方、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すなど、安心して社会生活を営む上での大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生しています。

八幡市においては、平成12年(2000年)6月に八幡市個人情報保護条例を制定しました。国においては、平成15年(2003年)に個人の権利利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた\*個人情報の保護に関する法律が制定され、平成17年(2005年)4月に施行されました。

事業者はこの法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられました。

また、個人情報については、事業者の開示等を求めることができ、個人情報に関するトラブルや疑問には、その事業者

#### 個人情報の保護に関する法律

個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした法律。

に申し出るほか、地方公共団体や国民生活センター苦情相談窓口等で相談できます。

### 【今後の取り組みの方向】

八幡市個人情報保護条例の適正な運用による個人の権利利益の保護に努めます。

個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任などについての啓発を推進します。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において差別や不利益が生じる結果となる場合があります。市民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が人権侵害につながるおそれがあることから個人情報の管理の重要性を広く啓発し、\*「八幡市登録型本人通知制度」の普及を図ります。

#### 八幡市登録型本人通知制度

戸籍・住民票などの第三者等に交付した場合、登録した人に対して、その交付した事実をお知らせするもので、不正請求や不正取得の抑止を目的とするもの。平成26年(2014年)6月施行。

## ＜性同一性障がい、性的指向＞

### 【現状と課題】

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。

また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。平成16年(2004年)には\*性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、性同一性障がい者であって一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けるこ

#### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がいがある方で法律に規定された要件(①20歳以上であること。②現に婚姻していないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別表記を変更することができるようになった。

とができるようになりました。

また、学校に対しては、性同一性障がいなどの児童・生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

### 【今後の取り組みの方向】

性同一性障がいのある人や、同性愛者、両性愛者等※（LGBT）に対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性同一性障がいや性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

**LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)**  
女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、性同一性障がいを含む性別越境者など（トランスジェンダー）の人々を意味する頭文字。

## ＜犯罪被害者とその家族＞

### 【現状と課題】

犯罪被害者とその家族は犯罪行為によって受ける直接的な被害のほか、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次被害を受けています。

八幡市では、平成24年(2012年)6月に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とした※八幡市犯罪被害者等支援条例を制定し、8月には犯罪被害者等支援を円滑かつ適切に行うために、※「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を警察署と締結しました。

また、平成25年(2013年)1月には、「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を公益社団法人京都犯罪被害者支援センターと締結しました。

今後とも被害者とその家族の人権に配慮し、更なる支援制

### 八幡市犯罪被害者等支援条例

犯罪の被害に遭われた人の支援に関する施策の基本的事項を定め、京都府、警察等の機関とも協力して犯罪被害者等が受けられた被害の回復・軽減に努めていくことを定めている。

### 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定

犯罪被害者等支援を円滑適切に行うには、警察署と公益社団法人京都犯罪被害者支援センターとの連携が重要であることから協定締結に至った。



度の周知、充実が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。

また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

### 【今後の取り組みの方向】

八幡市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携・協力を進めます。

犯罪被害者等への支援について、市民等の理解を深めるため、必要な広報及び啓発を進めます。

また、性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、  
※「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」との連携と犯罪被害者等への情報提供を進めます。

#### 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

### <ホームレス>

#### 【現状と課題】

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因は様々であり、健康上の理由による失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くのホームレスとなった人は公園・河川・道路・駅舎等

を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

### 【今後の取り組みの方向】

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、市民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

※ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）に基づき、京都府などの関係機関と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を推進します。

また、生活困窮者に対する自立支援を推進する※生活困窮者自立支援法が平成27年(2015年)4月から施行されており、ホームレス対策については、ホームレス特措法の趣旨を踏まえつつ、自立支援を推進します。

### <安心して働ける職場環境>

#### 【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休暇等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化して

#### ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）

国等の責務として自立の意思のあるホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的として、平成14年(2002年)に施行され、10年で効力を失う時限立法であったが、平成24年(2012年)に5年間の延長が決定された。

#### 生活困窮者自立支援法

平成27年(2015年)4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・持続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」を支給する事業等を実施。

います。

※「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」や八幡市男女共同参画プランの一歩計画Ⅱ（後期プラン）に基づき、関係機関と連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた更なる取り組みが必要です。

#### **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において平成 19 年（2007 年）12 月に策定。

### **【今後の取り組みの方向】**

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、京都府・関係機関・市民団体と連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメントを防止するには、企業で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち組織として意識改革に取り組むことが重要であるため企業に対する啓発を推進します。

### **<その他の人権問題>**

#### **・自殺防止等**

自殺は、心身の問題のみならず、経済的な側面、職場や学校等での人間関係など様々な社会的要因が複雑に絡み合い、自殺に追い込まれるという危機的な状況は誰にも起こりうるという認識に立ち、自殺防止等に努めます。

自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け自殺対策に関する普及啓発を推進するとともに、ゲートキーパーの養成や相談支援体制の啓発を図り、市民の理解促進に努め

ます。

### ・ひとり親家庭等

ひとり親家庭等に対する差別は、「就職するとき」、「住宅を借りるとき」、「近所のうわさ」等で偏見や差別を受けている状況が見受けられることから、自立に向けた相談や支援を行うとともに啓発の推進に努めます。

また、\*婚外子(非嫡出子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や相続分が嫡出子と同じ取り扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

#### 婚外子(非嫡出子)

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

### ・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人に更生の意欲があっても市民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解を得て、社会復帰ができるよう啓発の推進に努める必要があります。

### ・アイヌの人々

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及および啓発の推進に努める必要があります。

### ・北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべく様々な取り組みが行われています。平成18年(2006年)には、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるための啓発の推進に努める必要があります。

### ・災害に関わる人権侵害

災害に関わる人権侵害は、子どもや高齢者、障がいのある人、病気の人、外国人等の災害弱者に対して、人権尊重の視点から配慮する必要があります。

また、放射線による影響等の人への風評被害は、根拠のない思い込みや偏見を生み人権侵害につながります。

このような人権侵害は、生まれや生い立ち、様々な社会生活を理由とすることが多く、そこには希薄な人権意識や自分と違う者として排除しようとする意識が共通しています。

人権問題は、社会生活の中で変化を遂げ、科学的、合理的な根拠のない因習から先入観や思いこみが常態化していることも多く、それが差別や偏見を生むきっかけともなっています。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い様々な人権問題が顕在化することも想定されます。

八幡市としては、常にその状況に留意しながらこの計画を

基本的指針として取り組みを推進します。

# 第4章

人権教育・啓発の推進

## 第4章

### 人権教育・啓発の推進

八幡市においては、前章で掲げた同和問題等、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、人々が主体的な取り組みの中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように、他人の人権も尊重するという認識をもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権を捉えることができる

こととなるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。

また、人権教育・啓発の手法については、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いる等、創意工夫をこらして、地域に即した人権教育・啓発の展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。



# 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権文化の構築の主役は市民一人ひとりです。市民が人権尊重の考え方を身につけ、日常生活の中においてそれを規範として人と人との関係を育むことが、人権文化の息づく豊かな社会の基盤となります。

地域、学校（園）、企業等、市民がかかわる様々な場面において、人権教育の自主的な取り組みを進めます。

## (1) 就学前・学校

### 【現状と課題】

保育園や幼稚園等の就学前教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、\* 保育所保育指針、\* 幼稚園教育要領、\* 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育園や幼稚園等では、子どもの生活体験、発達の課程等、一人ひとりの特性に配慮し、主体的な活動ができるよう教育環境や指導方法の工夫に努めてきました。身近な動植物や自然に親しむ等、多様な体験活動を通して命の大切さに気づかせたり、友だちをはじめ、様々な人と豊かな人間関係を築く中で、他者の存在に気づき相手を尊重する気持ちを育む等、人権を尊重する保育や教育を大切にしてきました。これらの取り組みにより、子どもたちの中に命の大切さを実感し、お互いの個性を尊重する姿勢を育んでいます。

学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童・生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を

### 保育所保育指針

厚生労働省が作成した、「保育所における保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

### 幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

### 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。

図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、お互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題等様々な人権問題についての正しい理解や認識の基本を培う取り組みの推進や保護者の人権意識の高揚を図るため、PTAや\*人権教育推進協議会の取り組みにより、学習の場を保障し、啓発活動に取り組んでいます。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度、知識、能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習形態の工夫や、人権教育資料・人権教育指導事例集等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

その一方で、いじめ・虐待・不登校の増加等、子どもの人権をめぐる状況は厳しいものがあり、社会の大きな変化の中で、自尊感情が薄く、コミュニケーション能力が十分でない子どもも増えてきています。そうした状況の中で、積極的に子どもたちの人権を守り、育てることが必要です。

### 【今後の取り組みの方向】

人権教育は、自己を尊重するとともに他者をも尊重する心や、あらゆる人権問題を自分自身の問題として捉え、主体的に解決を図る意欲や実践力を育むことを目的としています。

そのため、学校（園）・家庭・地域等との連携を強化し、より効果的な取り組みを進めます。

具体的には、核家族化や少子化に伴い、孤立しやすい保護者に、子育てに関わる情報を発信したり、保護者同士をつなぐ子育て支援活動を実施していきます。

また、学校と家庭等が連携し、子どもたちに自尊感情を持

#### 人権教育推進協議会

小学校区ごとに部会をもち、市民の自主的な活動を中心に啓発活動を進める組織。

たせ、コミュニケーションを育てる活動を進め、子ども同士の連帯感を高めます。

さらに、教職員の研修を充実し、人権問題についての認識と指導力の向上に努め、子どもたちがより身近なこととして人権問題がとらえられるよう教材や学習方法を工夫します。

また、学力向上を図るため、特に課題の見られる子どもには、家庭と連携する中で、一人ひとりの課題に即した個別指導を進める等、教育諸条件の充実に努めます。

## **(2) 企業・職場**

### **【現状と課題】**

企業・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として、人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

企業・職場に対する取り組みとして、京都府では、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等が行われているほか、公正な採用の推進を図るための啓発が行われています。

また、八幡市をはじめとする行政、企業、各種団体で構成する山城人権ネットワーク推進協議会において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

企業・職場は、その活動を通じて市民生活と密接に関わっており、公正な人事採用、障がいのある人の法定雇用はもちろんのこと、性別による賃金、配置、昇進の格差、さらには職場におけるいじめやセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等をなくしていくための職場の取り組みが必要

です。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保全等、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっております。その実現に当って大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く労働者が人権を学習するためには、企業・職場の協力と理解が不可欠で、学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は、地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることが必要です。

### 【今後の取り組みの方向】

企業は、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりと雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、引き続き企業に対して人権教育・研修の充実に求めていくとともに、職業安定所と連携し、\*企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供等の支援に努めます。

#### 企業内人権啓発推進員

企業内の人権問題啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定、推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員30人以上の事業所等に設置を勧奨している。

### **(3) 地域社会**

#### **【現状と課題】**

地域社会は、多くの人々のふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場ですが、一方で都市化の進行等により人々の連携や交流が希薄化している現状があります。

八幡市では、人権週間における街頭啓発や人権文化セミナー等の人権啓発活動に取り組み、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等、様々な人権問題を解決するため、研修会等の取り組みを推進しています。

また、基本的人権の尊重を基盤とした人権学習ができるよう八幡人権・交流センター等において、人権学習講座の開催や交流活動等の人権に関する多様な学習機会を提供しています。

さらに、人権擁護委員や女性問題アドバイザーによる相談等、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できる様な施策を推進しています。

地域社会では、様々な人権問題が存在しており、地域における日常生活の中で個人が自然に会得していくものであることから、継続的な人権教育・啓発が展開されることが必要です。

#### **【今後の取り組みの方向】**

市民が身近な地域において、人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会を進めるため、人権教育推進協議会や各種団体との連携を密にするとともに人権に関する学習機会の提供を支援します。

一方、市民活動団体が人権意識の高揚を目的に開催する講演会や研修会に対し、支援を図ります。

また、人権交流センター等を人権の発信基地として地域との交流や生涯学習の活動を進めます。

- ① 人権問題についての理解と認識を深めるため、人権交流センターや生涯学習センター等において人権に関する多様な学習機会の提供を支援します。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら学習意欲を高めるよう広く関係機関にその成果を普及し、市内各地における人権教育資料等の活用状況を把握して、必要に応じて改訂を行う等、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

#### (4) 家 庭

##### 【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にす  
る心や善悪の判断等、人間形成の基礎を育み、社会性を育て  
る上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ド  
メスティック・バイオレンス、高齢者や障がいのある人への  
支援不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

日常生活における人権感覚を身に付けるため、家庭教育に  
関する啓発資料や学習機会の提供、学習活動の促進を図りな  
がら家庭教育を支援しています。

また、子育てに関する悩みをもつ家庭を支援するため、家  
庭児童相談室の家庭相談員や\*母子・父子自立支援員等によ  
る相談支援の充実を図っており、児童虐待などで保護を要す

##### 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の相談に応じ、自  
立に必要な情報提供や支援を行  
う人。

る児童、養育支援が必要な児童や保護者に対しては、子どもを守るネットワークとして八幡市要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関と連携しながら要保護児童の早期発見や迅速かつ適切な保護及び支援に努めています。

しかし、身近な人から親が子育てを学ぶ機会の減少や少子化、都市化による地域とのつながりの希薄化、核家族化が進む社会状況の中で、親の過保護、過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下が指摘されており、それらが子どもの主体性や自主性を育てる上で妨げになっています。

家庭においては、依然として伝統的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性に対する子育ての一方的な押しつけや女性への暴力、子どもや高齢者に対する虐待といった人権侵害等の問題も発生しています。

### **【今後の取り組みの方向】**

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、家族のきずなやふれあいを大切にし、一人ひとりが尊重される家庭をめざして、家庭教育に関する学習機会や効果的な情報提供、相談体制の充実等により、家庭における人権教育の推進を図ります。

## 2 市職員等に対する人権教育の推進

「八幡市人権のまちづくり推進計画」の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員・教育関係職員が、人権に配慮した業務を遂行できるような研修を通じて、人権教育・啓発を重点的に推進します。

### (1) 市職員

#### 【現状と課題】

市職員は、どのような業務においても人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重のまちづくりを進めるために市民の先頭に立って取り組む必要があります。そのため、人権に関する知識や人権問題解決に向けた態度、スキルを身に付けるよう職員人権研修を実施しています。

さらに、人権に関する様々な課題を的確に捉え、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな市職員の養成を図ることが必要です。

#### 【今後の取り組みの方向】

市職員に対しては、人権研修の充実を図り、すべての市職員が人権を深く認識し、それぞれの担当業務における課題が明らかにできるよう資質の向上をめざします。また、市職員として、地域社会においても人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。



## **(2) 教育関係職員**

### **【現状と課題】**

人権教育を進める上で、学校（園）の教職員は大きな役割を担っています。ネットいじめ等、新たな人権問題や人権教育の動向を把握し、時代に対応した指導力が求められています。子どもを指導する教職員が豊かな人権感覚・高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みが必要です。

このため、教職員の研修を実施し、様々な研修の機会を捉えて、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

学校（園）においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように指導していくことが求められます。

また、日々の学校生活の場で人権にかかわる問題が起きた場合、すべての教職員が見逃すことなく、児童・生徒が発達途上にあることを配慮しながら適切に指導することが求められます。

### **【今後の取り組みの方向】**

教職員については、学校（園）において、より一層の研修の充実を図ります。すべての教職員が人権尊重の理念について十分な認識を持ち、指導力の向上を図ることができるよう、研修会を計画的に開催します。子どもたちに人権問題を見逃さない人権感覚を身に付けさせるため、副読本や資料を活用した指導方法の改善についても研修を深めます。

### **3 指導者の養成**

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところでさまざまな人権問題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。

このため、今後とも指導者研修の内容や方法について、体験的・実践的手法を取り入れる等、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

### **4 人権教育・啓発資料等の整備**

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、学校(園)、地域社会、家庭、企業・職場等で人権について学ぶことができる資料の整備を推進します。

### **5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施**

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢や立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには対象者の理解に応じて実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が

相互に連携を図りつつ取り組みを進めます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、市の広報誌やインターネット等を積極的に活用し、市民が事業に参加しやすい内容の講演会や研修会等に取り組みます。

# 第5章

## 計画の推進

## 第5章

### 計画の推進

#### 1 推進体制

全庁的な組織として設置している八幡市人権のまちづくり推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、この計画の趣旨を踏まえ、本市の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

#### 2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

八幡市においては、京都府をはじめ民間団体を含む12団体で構成する\*京都人権啓発推進会議や山城地域の全市町村と企業・団体で構成する山城人権ネットワーク推進協議会と連携しながら広域的に人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、京都地方法務局を中心とした\*城南人権擁護委員協議会などを通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、人権教育・啓発活動を展開しています。

さらに、NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、\*京都府社会貢献活動の促進に関する条例の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努

##### 京都人権啓発推進会議

同和問題等あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府、京都市、府教育委員会、京都市教育委員会、府市長会、府町村会、府人権擁護委員連合会、京都商工会議所、府商工会連合会、府中小企業団体中央会、府農業協同組合中央会、府社会福祉協議会の12団体により昭和59年（1984年）に設立。

##### 城南人権擁護委員協議会

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡、相楽郡の区域に属する人権擁護委員で組織され、京都府人権擁護委員連合会の会員。京都地方法務局宇治支局に事務所を置く。

##### 京都府社会貢献活動の促進に関する条例

平成15年（2003年）11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定した条例。

めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

### **3 計画に基づく施策の点検・評価**

この計画を実行性のあるものとするため、八幡市人権のまちづくり推進本部において、必要に応じて計画に基づく施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

# 資料編

- 1 世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・ 56
- 3 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱・・・・ 58

# 1 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的人権の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗

教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条



すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移動及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位で

あって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とに

あずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年（2000年）法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏ま

え、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

### 参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。  
右決議する。

### 3 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現を目的として、「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承・発展させた、人権施策に関する新たな行動計画「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定することにより、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡市人権のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権のまちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 人権のまちづくり推進計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 人権のまちづくり推進計画の連絡及び調整に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、市長が定める職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部は、必要に応じて委員以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長、副本部長を置く。

- 2 本部長に市長を、副本部長に担当副市長及び教育長をもってこれにあてる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権教育・啓発に関する施策の具体的事項について、協議検討する。
- 3 幹事会は、市長が定める職にある者をもって構成する。
- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決めることとする。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、人権啓発担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (平成17年10月19日告示第70号)

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。



第2次八幡市人権のまちづくり推進計画

平成29年(2017年)3月発行

八幡市市民部人権啓発課

(八幡市立八幡人権・交流センター)

〒614-8073 京都府八幡市八幡軸63番地

TEL 075-981-3127

FAX 075-983-4545